

困っている人を見かけたら、積極的に声をかけを！

街の中で白杖を持った人が困っている様子を見かけたら、「何かお手伝いしましょうか。」と声をかけてみてください。そして、援助を求められたら、どのように誘導すればよいか聞いてください。知らない人に声をかけるのは少し勇気がいることですが、ちょっとした声かけが、視覚障害者の安全で安心な外出につながります。

あなたの声かけで防げる事故があります

危険なときは「白い杖の人、止まって、危ない！」と呼びかけてください。
「危ない」だけでは何が危険なのかかわからない事もあります。「ホームの端ですよ」「もうすぐ信号が赤に変わりますよ」など、具体的な状況を説明し、安全な場所まで誘導してください。

点字ブロックの上には物を置かないで…

点字ブロックの上やその周囲に自転車や看板などがあると大変危険です。目の不自由な人が安全に移動するため、みなさんのご協力をお願いします。



後期高齢者医療保険限度額適用認定証の交付について

医療費の限度額は所得区分によって異なります。医療機関の支払いを限度額までにするためには、所得区分により「限度額適用認定証」が必要な場合があります。

認定証が必要な人で、医療費が高額になる場合は、あらかじめ保険年金課（1階24番窓口）で「限度額適用認定証」の交付申請をし、医療機関に提示するようにしてください。

所得区分		医療機関に提示するもの	
現役並み所得者	Ⅲ（住民税課税所得 690 万円以上）	保険証	（認定証の申請は不要）
	Ⅱ（住民税課税所得 380 万円以上）	保険証	限度額適用認定証 ← 申請必要
	Ⅰ（住民税課税所得 145 万円以上）		
一般（住民税課税所得 145 万円未満）（注 1）		保険証	（認定証の申請は不要）
非課税世帯	低所得者Ⅱ（注 2）	保険証	限度額適用・標準負担額減額認定証 ← 申請必要
	低所得者Ⅰ（注 3）		

（注 1）令和 4 年 10 月 1 日から、「一般」は「一般Ⅰ」（窓口負担 1 割）と「一般Ⅱ」（窓口負担 2 割）に分かれます。どちらの所得区分でも、認定証の申請は不要です。

（注 2）世帯員全員が住民税非課税の人。

（注 3）世帯員全員が住民税非課税であって、かつ各所得が 0 円（年金の所得は控除を 80 万円として計算）の人。
なお、総所得金額等に給与所得が含まれている場合には、給与所得から 10 万円を控除します。

※令和 3 年度に認定証の交付を受けている人で、8 月以降も認定できる人には、7 月下旬に認定証を送付していますのでご確認ください。（後期高齢者医療被保険者証とは異なり、有効期限が令和 5 年 7 月 31 日までとなっておりますのでご注意ください。）

※所得区分が”非課税世帯”から”現役並み所得者”、または”現役並み所得者”から”非課税世帯”へと変更になった場合は、再度所得区分に対応した限度額適用認定証の申請が必要となります。

※所得区分を判定するためには、世帯全員の所得の確認が必要となります。所得の申告がない場合、認定証の交付ができないことがありますのでご注意ください。

※新たに認定証の交付を受けられる人は申請が必要です。（申請に必要なもの…保険証・代理人が手続きされる場合は代理人の身分証も必要です。）

問合せ＝保険年金課 医療係（内線 327・328）